

訴 状

令和5年2月21日

宮崎地方裁判所 御中

原告 黒木 紹 光

〒883-0004 宮崎県日向市浜町3丁目29番地

原告 黒木 紹 光

〒883-0004 宮崎県日向市浜町3丁目29番地 自宅（送達場所）

原告 黒木 紹 光

電 話&FAX 0982-95-0002

〒880-8509 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

被告 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

違法不作為確認請求事件

訴訟物の価額 算定不能

貼用印紙額 13000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告が、地方税法第144条軽油引取税について、株式会社コーソク及びENEOS株式会社に対する同144条の11に定められた調査に係る検査及び同22条の3、4、25、28に定められた犯則事件の調査等を怠ることは違法であること、また、合わせて、被告が、地方自治法第148条及び149条第3項に定められた業務を怠ることは違法であることを確認する。

2 訴訟費用は、被告の負担とする

との判決ならびに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告は、宮崎県の住民である。

(2) 被告は、宮崎県政において、宮崎県を統轄し、これを代表する知事である。

2 怠る事実の対象者

(1) 株式会社コーソク（日向市大字日知屋12002代表取締役西村賢一）は、ガソリンスタンド日向木協Service Station（日向市日知屋16464-8）を営する、地方税法第144条3項に定められる特約業者である。

(2) ENEOS株式会社（東京都千代田区大手町一丁目1番2号代表取締役社長齊藤猛）は、九州支店（福岡県福岡市博多区上川端町12番20号）を通じて、ガソリンスタンド日向木協Service Stationに軽油及び灯油等を販売する、地方税法第144条2項に定められる元売業者である。

3 違法確認を求める怠る事実

(1) 原告の知人Aは、2019年2月、不正軽油を実際に製造給油していた元コーソク従業員のタンクローリー運転手Bから直接話を聞き、その時の会話を録音した。早速監督官庁である宮崎県税事務所にBの証言録音を添えて情報提供したところ、県税事務所は、録音等の証拠を預かり、独自の調査に着手した。この時、Aは、面談した3名の県税事務所職員から名刺を渡された。（甲1）

(2) 2019年4月15日朝、Aが日向木協SS（サービスステーション）の西向かいあるパン屋アリエッタ駐車場にいたところ、偶然に県税事務所甲斐勝久副主幹と清勝

成主事もいた。間もなく、コーソクのタンクローリー（ナンバー23-04「写真撮影報告書（甲12）」）が木協SSから出発したので尾行することにした。尾行の途中で交差点の赤信号で停止した時、県税事務所職員の車と横並びになり、県税事務所職員が車の中から尾行すると指差して合図するので、同様に指で合図して尾行していることを伝えた。

その後、Aと県税事務所の車は尾行を続け、Aが先にタンクローリーを追いかけて現場近くに行き、重機に不正軽油を給油している写真を撮った。Aが現場から折り返して帰ってくると、県税事務所の車は現場入口で待っていたが、入れ替わりに現場へ向かい、5～10分後に帰ってきた。

Aは、清主事から、Aらが撮影した写真をすぐ提供して欲しいと強く頼まれ、現場でタンクローリーから重機に不正軽油を給油している写真を送った。

(3) 県税事務所甲斐勝久副主幹と清勝成主事は、2019年4月下旬頃、元タンクローリー運転手Bの勤務先を訪ねた。二人は、Bから約30分聞き取り調査をした。不正軽油に関わる仕事内容やタンクローリーの管理に関することなどについて聞き取った。この時二人は、Bに、「不正軽油は重機燃料に使用する場合でも関係なく脱税になります。完全にアウトですよ。」と話した。Bは、この時二人から渡された名刺を所有している。

(4) 5月末、Aに、清主事から「(コーソクによる不正軽油製造使用の) 調査は全て終わりました。いつでも踏み込む態勢はできました。この後、県警と協議して進めます。」と電話報告があった。

5月18日、原告は、被告に匿名で文書「コーソク不正軽油事件について(甲2)」を送付してコーソクによる不正軽油製造使用の情報を提供し、6月に入り、県議会開催前に合わせて数名の県議会議員にもメールとファックスで同様に情報提供した。すると、被告は、県税事務所に犯罪もみ消しの指示をしたと考えられ、6月中旬頃、恐らくその指示によってAに清主事から「話したいことがあるので来て欲しい。」と電話連絡があった。

Aは、県税事務所へ行き、甲斐和也課長、甲斐勝久副主幹、清勝成主事3名と会った。話の内容は、「県議会議員にこの情報が知れたことによって、上から「県が県議会で追及される事態になったらまずい。」とされています。事件解決の進展にも影響することが予想されます。事件の解決は少しお待ちください。」というものだった。

(5) その後、Aが、立憲民主党太田清海県議会議員に相談すると、「私が、この件について担当職員に確認するので、1ヶ月間待つて欲しい。」とのことだった。そして、2019年7月12日、太田県議が甲斐勝久副主幹、清勝成主事ら4名と面談し、その日の夕方太田県議からAに報告の電話があった。それによると、県税事務所職員は、「大した脱税額でもないんですよ。」と説明したということだった。原告は、同日直後に、Aから太田県議からの報告内容の電話報告を受けた。

原告は、この時聞いた「大した脱税額でもないんですよ。」という県職員の衝撃的な言葉に言葉を失い、同時に、被告が本件犯罪のもみ消しを指示したと考えた。尚、同様にAもこの言葉に衝撃を受け、2019年7月12日過ぎ、改めて元タンクローリー運転手Bの勤務先を訪ねて、不正軽油の製造量について質問した。(録音CD(甲3))

(6) 2019年7月上旬、Aと元コーソク従業員Cが原告の家を訪ねた。Cによると、数日前にコーソク西村賢一社長が突然訪ねて来て、「お前がいろいろ内部情報を流しているだろう。お前と黒木紹光は許さん。県も県警も俺の思い通りになっとぞ！」と豪語した。コーソク西村賢一社長の言葉通り、その後県と県警の動きはピタリと止まったままだった。

(7) 県税事務所に最初に本件不正軽油事件の情報提供をしたのは、原告の知人Aである。原告は、Aから、コーソクが関係する不正の数々や県税事務所に情報提供した以降の県税事務所とのやり取りのすべてについて、所謂証言を繰り返し直接聞いている。そこで原告は、令和2年4月5日、A証言を文書化し、内容はA本人にも確認してもらった。(「A証言記録(甲4)」及び録音CD(甲3))

(8) 膠着状態が続く中、原告は、真偽を自分自身で確認するため、令和2年8月24日、元タンクローリー運転手Bの勤務先を訪ね、改めて不正軽油犯罪についての証言を得た。

この時作成した「証言記録（甲5）」と録音CD（甲3）は、2020年10月8日の県との面談時に面談相手である県税務課本田課長補佐に提出した。

（9）実行犯Bの証言を直接得たことによって不正軽油犯罪を確信した原告は、令和2年9月、被告に「要請書（甲6）」と「質問状（甲7）」を提出した。すると「10月1日県回答（甲8）」があったが、質問に対する具体的な説明が何もないことから、原告を含む数名が、10月8日と16日の2回、直接県庁に行って質疑応答をした。（録音CD（甲3））

（動画DVD（甲9））県の回答は、「調査中である。」「調査の内容については守秘義務があるので答えられない。」「本件については知事も了解済みである。」の3点だけで、しかも、10月16日は、質疑応答を開始して約5分後、県税務課本田課長補佐が「これ以上答えることはないから、庁舎管理規則第17条に基づき退去を要求します。」と言って、われわれに退去を命じた。

尚、この時、本田課長補佐が退去要求の根拠とした庁舎管理規則第17条禁止事項（甲10）には、禁止事項が6項目あるが、原告の行為はいずれにも該当しない。したがって、本田課長補佐の行為は、「公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した」訳であるから公務員職権濫用罪（刑法第193条）に該当する。

（10）原告は、2020年10月6日、コーソク社長西村賢一氏とコーソク取締役で宮崎県議会議員である西村賢氏へ「質問状（甲11の1～2）」を送付したが、回答も反論もなかった。その代わりに、コーソク社長西村賢一氏は、「質問状」を手に、この時も再び元従業員C氏を訪れ、「お前が黒木紹光（原告）に情報を流しているだろう。」と文句を言ったそうである。

本来、仮に原告が根拠のない虚偽に基づいて質問したのなら、西村賢一氏と西村賢氏は、猛烈に反論及び抗議する筈であるが、何らの回答も反論もしなかったのは、質問状に書かれていることが真実だからに他ならないことは自明である。

（11）犯罪を揉み消しを図っている県は、自らは本件に対応しないと確信した原告は、令和2年11月、総務省自治税務局都道府県税課に「請願書」を提出し、地方自治法第2

45条の5に基づく宮崎県に対する是正指導を求めた。その後、数回に渡って交渉すると、黒川課長補佐が、県税務課本田課長補佐に問合せの電話をした。黒川課長補佐の報告では、本田課長補佐が「抜き取り調査をしたが、不正軽油は認められなかった。」と説明したとのことだった。(録音CD(甲3))

そこで原告は、令和3年3月18日、この件について本田課長補佐に電話で確認しようとする、本田課長補佐は、質問の途中で「これ以上お答えすることはありません。失礼します。」と言って、電話をガチャンと切った。(録音CD(甲3))原告は、「抜き取り調査をしたが、不正軽油は認められなかった。」というのは虚偽だと考える。もし、本当だったら、抜き取り調査結果が出た時点で原告にそう説明している筈である。

(12)2021年4月中旬、原告は、事態の打開を図るために、国民民主党田口雄二県議会議員を訪ね、事件解決への取り組みを依頼した。田口雄二は、4月28日頃、立憲民主党太田清海県議会議員と共に、県税務課鎌田課長補佐と小城(コジョウ)主幹と面談した。鎌田課長補佐と小城(コジョウ)主幹は、「コーソクの不正軽油については、問題ありません。議会でコーソクの不正軽油問題を追及すると、逆に名誉棄損でやられますよ。」と虚偽を述べて、かつ議員らを実質脅して議会での追及を逃れようとした。これを聞いた田口雄二は、4月30日、電話で原告に、「今後一切本件には関わらない。」と伝えた。

(13)原告は、2021年5月13日、コーソクが経営する日向木協SSの元所長であるE氏を訪れたところ、不正軽油製造用灯油給油機の設置に関する証言(録音CD(甲3))が得られた。その内容は、「自分が木協SSに勤めていた時、コーソクが木協SSを買収することになり、コーソク西村社長がやって来て、ここに重機燃料用の灯油給油機を新たに設置すると言った。」「自分が木協SSに勤めていた時は、灯油給油機は1台しかなかった。自分が退職した直後に、木協SSは、不正軽油製造用灯油給油機(「写真撮影報告書(甲12)」)を設置した。」「木協SSを退職した後、しばらくダンプの運転手をしていた時期がありコーソクの現場にも度々行ったが、その時も、コーソクは、自社の重機燃料に灯油を給油していた。」「自分は、今でも自家用車のガソリンを木協SSで給油しているが、コー

ソクは今でも灯油（不正軽油）を現場の重機に給油している。」という内容だった。

（14）原告は、2022年9月17日、被告へ「宮崎県政の再生について（甲13）」を送付したが、被告は、これまで通り、本件不正軽油事件について何ら対応をすることはなかった。これで被告は、原告から合わせて3回（令和元年5月18日、令和2年9月2日、令和4年9月17日）直接本件不正軽油事件情報を提供されたが、一貫して無視かつ不作為を続けたことになる。

（15）原告は、2019年7月12日、太田清海県議会議員が県税事務所職員甲斐勝久副主幹、清勝成主事ら4名と面談し、その日の夕方太田県議からAに、県税事務所職員が「大した脱税額でもないんですよ。」と説明したと報告したことについて真偽を確認するために、2022年9月24日、太田県議へ「県政再生協力をお願い（甲14）」を送付したが、回答はなかった。

尚、本文書に記載の通り、太田県議は、2021年12月21日、わざわざ原告宅を訪れ、本件事件について議会で質問することを断ったが、その時、県税事務所職員が「大した脱税額でもないんですよ。」と説明したとAに報告したことを否定した。ということは、太田県議は、隠蔽を図る県職員から否定するように依頼されたと考えられる。なぜなら、「10月1日県回答（甲8）」において、県がそれを否定しているからである。だから太田県議は、「10月1日県回答（甲8）」と一致させるために否定し、虚偽を指摘する原告に回答できなかった訳である。

（16）以上の通り、被告は、本件事件を把握した2019年5月以降、コーソクの不正軽油（脱税）に対して放置（黙認）してきた。県は、2020年10月8日と16日のわれわれとの2回の面談で、「本件（原告が要請書に書いた内容）について知事も読ませて頂き了解している。本件は調査中である。」と繰り返し答えている。つまり、県は、2019年3～4月の県税事務所職員による調査によってコーソクの不正軽油（脱税）の事実を把握しながら、原告には一貫して「調査中である」と虚偽回答し、一方、田口雄二・太田清海県議会議員には「問題ありません」と異なる虚偽回答し、不正軽油（脱税）の事実を隠

蔽してきた。

また、被告を含む県は、最初に不正軽油情報を提供したAにも原告にも、本件事件の調査結果についてこれまで正式な報告をしたことがない。仮に調査の結果が後述する「監査報告書（甲16）」に記載された通り不正軽油の事実が確かめられなかったのであれば、その時点で報告をしていなければおかしい。逆に言うと、報告をしなかったのは、不正軽油の事実を確かめた後、犯罪もみ消しを図ったからに他ならない。

したがって、被告が、県職員に指示して本件事件の隠蔽を図り、株式会社コーソク及びENEOS株式会社に対する本件事件の強制調査、本来の軽油引取税の申告納付指導、本税及び過料の徴収及び刑事告発を怠っていることは明らかである。

4 3項の被告が統括する宮崎県の行為が違法である理由

(1) 被告は、地方税法第144条の11に定められた徴収吏員による特別徴収義務者及び納税義務者または納税義務があると認められる者である株式会社コーソク、当該軽油引取税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者であるENEOS株式会社に対する質問検査、帳簿書類の提示もしくは提出について、不正軽油の事実を把握しながら隠蔽し、徴収等を怠っている。

(2) 被告は、地方税法第22条の3に定められた徴収吏員による犯則嫌疑者である株式会社コーソク及びENEOS株式会社に対する調査について、不正軽油の事実を把握しながら隠蔽し、徴収等を怠っている。

(3) 被告は、地方税法第22条の4に定められた徴収吏員による臨検、搜索、差押えを怠っているか、もしくは不正軽油の事実を把握しながら隠蔽し、徴収等を怠っている。

(4) 被告は、地方税法第22条の25に定められた他の地方団体の長への調査の嘱託を怠っている。

(5) 被告は、地方税法第22条の28第1項及び第2項1号に定められた通告処分等及

び刑事告発を怠っている。

(6) 被告は、地方自治法第148条に定められた事務の管理及び執行を怠っている。

(7) 被告は、地方自治法第149条第3項に定められた地方税を賦課徴収し、過料を科すことを怠っている。

5 被告がその権限としてなすべき公金の賦課・徴収を怠っていること

本件不正軽油による軽油引取税脱税については、犯則嫌疑者である株式会社コーソク及びENEOS株式会社に対する強制調査により犯罪の実態を把握しなければ、本来徴収すべき軽油引取税額等を把握できず、徴収は行えない。

被告は、強制調査及び犯罪事実特定に必要な業務を実施しておらず、もしくは不正軽油の事実を把握しながら隠蔽し、すなわち公金の賦課・徴収を怠っている。

6 5項行為により宮崎県が損害を受けていること

(1) 複数のコーソク元従業員によると、不正軽油製造使用は、コーソクが木協SSを買収後経営し始めた時より前から行われている。コーソクが木協SSを買収したのはほぼ15年前である。また、不正軽油製造使用の実行犯だった元コーソク従業員のタンクローリー運転手Bの証言を基に計算すると、軽油と灯油を50%ずつ混和して、1日平均1200～1300リットル×年間300日＝年間375000リットルの炭化水素油（不正軽油）を製造使用してきた。

(2) これによる脱税額は、次の通りである。軽油引取税は、軽油1リットル当たり32.1円である。

年間脱税額＝375000リットル×50%×32.1円＝約602万円

脱税額累計＝602×15年＝9030万円

(3) これによる無申告加算税及び重加算税額は、次の通りである。

9030万円×(25+50)%＝6772.5万円

(4) これによる罰金額は、次の通りである。

- ・株式会社コーソク及び西村賢一社長に対して

地方税法144条の33第1項 → 1000万円

地方税法144条の33第6項の1 → 3億円

地方税法144条の41第5項 → 500万円

- ・ENEOS株式会社に対して

地方税法144条の33第2項 → 700万円

地方税法144条の33第6項の2 → 2億円

7 監査請求を経由している事実

(1) 原告は、令和4年12月14日、宮崎県監査委員に対し、地方自治法第242条1項に基づき「住民監査請求書（宮崎県職員措置請求書）（甲15の1～4）」を提出し、監査請求を行った。その結果、令和5年2月10日、宮崎県監査委員は、原告に対し「監査報告書（住民監査請求に基づく監査の結果について）（甲16）」を送付し、監査結果を通知した。

簡単に「監査報告書」の内容を紹介する。まず驚いたのは、約1か月間の間に実施した監査業務はたった3日間だった。1月16日事務局職員が県税事務所の調査記録を調べた。

1月24日当時の担当職員の事情聴取をした。県税事務所職員の甲斐勝久副主幹と清勝成主事のことだと思われる。そして、1月26日監査委員による確認をした。

総額約7億円もの損害をもたらした調査がたった3日である。しかも、その業務量は、1日でも十分にできる内容である。したがって、当然ながら「監査報告書」は、極めて表層的な、監査の趣旨を全く尊重していない中身のない内容だと言わざるを得ない。その調査結果を要約した文は次の通りである。

「宮崎県税・総務事務所の調査記録を確認し、関係人（当時の担当職員）からもA社（コーソク）への調査の状況等を聴取したが、当該案件の状況を踏まえた調査が実施されてお

り、本件調査やそれに基づく対応において法令違反や裁量権の逸脱、濫用及び不合理な行使はなかったと認められる。」(甲16の第4の2判断)

(2) 結局、報告書の中身はこれだけである。いくつか要点を説明すると、まず、タンクローリー運転手BとAの証言を完全に無視している。証言を無視した上に、県税事務所職員2名の証言を100%事実として認定している。二番目に、私が監査委員に事情聴取を求めた9名の内7名は実施していない。三番目が、「県税事務所の調査記録を確認した」とあるが、これが極めて怪しい。この2019年5月の調査記録は、Aに「(コーソクによる不正軽油製造使用の) 調査は全て終わりました。いつでも踏み込む態勢はできました。この後、県警と協議して進めます。」と報告した時のものである。

この時の県税事務所の調査は、2名が足掛け3か月間かけて日向市に少なくとも5回以上訪れた調査であり、その集大成としての報告書がないということは考えられない。「監査報告書」4ページ第4の2の「調査記録」が、単に複数の日報の類を指すものか、それとも「調査報告書」という表題の冊子なのかが問題であるが、仮に前者であれば虚偽内容の偽造したものと考えられ、本来の存在する「調査報告書」を隠蔽している可能性がある。

また、「住民監査請求書(甲15の1~4)」において原告が求めたことに対する不作為が多い報告書である。まず、前述通り「請求書補充書第3(甲15の4)」1(9)のIにおいて原告が求めた関係人9名の出頭及び聞き取り調査については、県職員2名のみしか実施していない。しかも、2名とも県税事務所職員であるから、立場が違う人物の証言はゼロである。当然ながら2名の証言が真実であることの担保はない。

次に、「請求書補充書第3(甲15の4)」1(9)のII帳簿、書類その他の記録の提出で原告が求めた①2019年3~5月に実施された県税事務所による調査報告書及び②2021年9月頃またはそれ以外の時期に実施された税務課による調査報告書及び押収したコーソクの灯油仕入れ記録を含む帳票・帳簿類について、前述の通り、①は「調査記録」という表現が4ページ第4の2にあるが、ニュアンスとして「調査報告書」ではないようである。したがって、恐らく後で監査用に別な虚偽内容の調査記録を偽造したか、実在し

ない調査記録があるかのように装って報告したと考えられる。

また、①調査とは別に、原告が2020年10月県と2回面談した時に、税務課本田課長補佐は繰り返し「調査中である」と述べている。ということは、その調査結果である「調査報告書」がある筈だが、「調査報告書」においては、2019年3～4月に実施された県税事務所による調査以外についての記述がない。つまり、2020年10月当時「調査中である」と述べていた調査は、実態がなく虚偽の可能性が高い。

一方、2021年9月4日、原告が宮崎県議会に「陳情書（甲17）」を提出した直後、県は慌ててコーソク本社に立入調査をしたと聞いている。この情報は、コーソク役員でコーソク社長西村賢一氏の長男である西村賢県議会議員が、ある者に「立入調査の所為で親父（西村賢一社長）が数日間仕事ができなかったので、黒木紹光（原告）を偽計業務妨害罪で告訴する予定だ。」と話した情報に基づいている。

したがって、県は、2021年9月に立入調査を実施した筈だが、それについては隠蔽していると考えられる。

監査報告書は、その辺を誤魔化し、単に第4の1（2）「数回に渡る内偵調査や、重機から軽油を抜き取る検体採取を行っている。」という調査を実施した事実があるというメッセージだけで、調査の具体的な内容には触れていないし、灯油仕入れ記録を含む帳票・帳簿類の押収の有無にも触れていない。

（3）監査について総括すると、原告が請求書で求めた調査は95%以上実施されず、科学的検証及び客観的証拠に基づく調査結果報告は皆無である。原告は、監査委員は、県の業務の不正をチェックすることが仕事であるから、当然県民に代わって第三者的立場で厳格な監査をするものと期待していた。ところが、この報告書は、一貫して県には何も不正がないことを言い訳する、要するに、犯罪隠蔽という県の意図に沿った内容が記載されているだけである。

問題は、監査報告書には、「数回に渡る内偵調査」が、いつ、だれが、どこで、どのようにして実施した調査なのか、数回とは具体的に何回なのか、「重機から軽油を抜き取る

検体採取」が、いつ、だれが、どこで、どの重機からどれだけ抜き取った検体なのか、そして、その検査結果データなど、具体的な情報が何もないことである。さらに、監査報告書に灯油仕入れ記録を含む帳票・帳簿類の押収の有無の記載がないということは、押収していないか、もしくは押収して隠蔽しているかのどちらかである。

本来、不正軽油事実を確認する上において、コーソクの灯油仕入れ記録を含む帳票・帳簿類を押収していなければ、事実を裏付ける客観的証拠がなく、不正の有無について断定に至ることはできない筈である。当然のことながら、これらの疑問について本訴訟において解明しなければならない。

結論として、「監査報告書」は、まったく信用に値するものではなく、実質、被告と共謀して不正軽油事実を隠蔽する目的で作成された代物と言わざるを得ない。また、「監査報告書」第4の2「本件については、違法または不当に公金の賦課徴収を怠る事実には当たらないと判断する。」との判断は、作為的な虚偽に過ぎない。

(4) 尚、原告は、本件事件解明のために度々独自調査を実施し、その過程で、多々の疑問を解消するために、令和2年12月同種事件を告発した(甲18)兵庫県税務課不正軽油特別対策官丸山徹氏の協力を得ることができた。兵庫県の当該事件は、本件事件と類似しており大変参考になった。

8 本件事件の核心＝コーソクと県の癒着

(1) 原告が、本件事件に関わるようになったきっかけは、2018年12月、知人Aから元コーソク従業員Cの労働問題(サービス残業、有給休暇が長期間付与されず付与されても利用できないこと、社会保険に長期間加入できなかったこと)とコーソクから土地を収奪された被害者F氏の相談にのって欲しいと頼まれたことだった。

事情を聴くと、2件とも極めて悪質な犯罪であった。そして、その相談において、Cから産業廃棄物違法投棄や不正軽油の証言を聞いた。その時、Cから産業廃棄物違法投棄については延岡市の宅地造成地で行った元従業員Dがいるので、直接確認してみたらどうか

と言われたので、原告は、2019年1月、Dに連絡を取って会って話を聞いた。その後、令和元年9月3日、「D証言書（甲19）」を作成し、Dに内容を確認してもらって署名をもらった。「D証言書」に記載された通り、産業廃棄物違法投棄や不正軽油は、コーソクにおいて組織的に大規模に長期間行われてきた。

(2) 私は、2019年5月8日、Dと共に延岡保健所を訪ねて延岡市の宅地造成地における産業廃棄物違法投棄を告発したが、対応した岡田守道副主幹は、原告が話し終える前に「埋めてしまったものは掘り返せないので調査はしない。」と答えた。

この時原告は直感的にコーソクと県の癒着を確信した。なぜなら、岡田氏が答える前に原告は「掘り返せ」とは一言も言っておらず、その時原告が求めようとしたのは、「県としてどのような対応を取るかを検討して欲しい」というものだった。ところが、岡田氏は、原告の話聞く前に、「調査はしない」と答えた。

翌日原告は、岡田氏に「コーソク生コン残渣不法投棄の件（甲20）」をメールに添付して送付したが、1週間後に「調査はしない」という回答があった。

(3) もう1件のF氏の土地収奪事件については、詐欺と都市計画法違反がセットになった事件である。F氏は、日向市内の山地2カ所に土地を所有していた。ある時、コーソク西村賢一社長に「1カ所の土地A（約126坪）を譲って欲しい。その代わりに、別な代替え地B（約180坪）を提供するだけではなく、もう1カ所の土地（約207坪）にAの面積を加えたより広い面積の土地C（500坪）を宅地として造成して提供する。」と持ち掛けられた。

ところが、結果は、BもCも提供されなかった。そして、Aの土地代として約10万円が支払われた。これはもう完全な詐欺である。

また、本件のもう一つの問題は、土地Cの宅地予定地が違法開発（都市計画法違反）であることである。本来一定広さ以上の開発行為は都市計画法第29条による規制の対象であり、開発許可には厳しい条件が課せられている。しかし、コーソクは、宅地造成目的を資材置き場目的と偽って、27,879 m²もの広大な面積の開発行為に着手していた。しかも、

その一部にF氏所有の土地（約207坪）など数名の他人の土地を含むにも拘らず、売買契約はおろか同意書すら取っていないかった。完全な都市計画法違反である。

この件について、監督者である日向市建設課に問い合わせると、「資材置き場目的だから問題ない」という回答だった。

(4) さらに、コーソクは、同時期に門川町でも同様な方法で開発行為をしており、監督者である宮崎県日向土木事務所用地課に問い合わせると、「資材置き場目的だから問題ない」という回答だった。

もちろん、本当は資材置き場目的ではない。資材置き場目的でなぜ数万平方メートルの大規模開発をするというのか？宅地として売却して利益を出すための開発行為である。しかし、日向市も宮崎県も、都市計画法違反がわかっている黙認している訳である。

(5) そして、コーソクと行政の癒着は、宮崎県警との間に最も顕著に現れている。過去4年間の間に、原告、A、元従業員らは、繰り返し宮崎県警にコーソクを告発してきた。労働基準法違反、都市計画法違反、産業廃棄物違法投棄、不正軽油、過積載、公職選挙法違反、強要罪、コーソク従業員の覚醒剤使用等である。しかし、宮崎県警がコーソクに対して捜査をしたことはわれわれが知る限り一度もない。

原告は、令和4年12月8日強要罪、令和5年1月8日不正軽油を宮崎県警に告発した。数回、宮崎県警から事情聴取の依頼の電話があったが、弁護士に相談すると、「どうせ宮崎県警が捜査することはないだろうから、応じる必要はない。」との助言があり、原告は、その旨宮崎県警の担当刑事に伝えた。すると、令和5年1月20日と26日、それぞれの担当刑事から「告発状を受理して捜査をする」旨の電話があった。

原告は、半信半疑だったが様子を見ることにした。その後2月10日、担当刑事から相次いで「書類送検した」と電話があった。原告は、早過ぎる書類送検を不審に思い、強要罪被害者数名に確認すると、だれも事情聴取を受けていなかった。

捜査せずに、捜査したと偽装して書類送検したことを確信した原告は、2月13日県警本部生活環境課甲斐刑事と捜査2課横山刑事に電話して確認した。まず、甲斐刑事に次の

ように質問した。「甲斐刑事が私に告発状の受理と捜査着手を伝えてきたのは1月26日、書類送検の報告が2月10日。その間たった10日しかありません。この事件捜査には、最低でも事情聴取5名、立ち入り調査2カ所、家宅捜索2カ所、しかも1カ所は福岡県、押収記録2種類が必要です。そしてそれが終了したら、それぞれの精査と分析作業があります。できる訳ないでしょ。捜査していませんね。捜査せずに、私に捜査したと虚偽報告して書類送検し、検察に不起訴処分を依頼しましたね。」それに対して、甲斐刑事は「捜査はしました。捜査の内容についてはお答えできません。」引き続き通報者は、「検察から不起訴処分が出た場合は、コーソクに便宜を図って捜査せずに書類送検し、検察に不起訴処分を依頼した訳だから背任罪になりますよ。それか、捜査を一からやり直してもらえませんか。」それに対して、甲斐刑事は「捜査はして書類送検しました。検察から捜査やり直しの依頼があればします。それ以上は、お答えできません。」

次に、横山刑事とは次のようなやり取りをした。「捜査は横山さんがしたんですか。」「いえ、捜査1課がしました。」「担当者は誰ですか。名前を教えてください。」「確認します。」「確認するって、あなた知らないのですか？おかしいですよ、知らないなんて。通常は、だれだれです、では捜査1課だれだれに繋がります、と言うのが普通ですよ。担当刑事がいないんですよ。つまり、捜査してないでしょ。捜査せずに、私に捜査したと虚偽報告して書類送検し、検察に不起訴処分を依頼しましたね。」「1課にお繋ぎしますのでお待ちください。」

電話は、1課田中刑事につながった。田中刑事とは次のようなやり取りをした。「あなたが捜査を担当したんですか。」「はいそうです。」「では、あなたが書類送検したんですか。」「はいそうです。」「では、あなたが署名者の事情聴取をしたんですね。」「いえ、私は直接はしていません。」「えっ！事情聴取してないのに書類送検したんですか。」「課で手分けしてやっていますので。」「じゃあ、あなたも一部事情聴取したということですね。」「あー、はい。」「事情聴取、捜査してないでしょ。捜査せずに、私に捜査したと虚偽報告して書類送検し、検察に不起訴処分を依頼しましたね。だれも事情聴取受けていませんよ。」「捜

査しました。捜査して書類送検しました。」「大問題になりますよ。コーソクに便宜を図って捜査せずに書類送検して、検察に不起訴処分を依頼したとしたら、宮崎県民に対する裏切りですよ。」

これは、コーソクと宮崎県警の癒着関係を示す最たる症状であり、日本社会が極限まで腐敗していることの証左である。

(6) つまり、コーソク不正軽油は、宮崎県と宮崎県警が一体となってもみ消している10件くらいあるコーソク犯罪のひとつである。因みに、宮崎県警がもみ消しているということは、検察も一体となってもみ消していることを意味する。

したがって、コーソク犯罪は、県と県警が黙認することによって野放しとなり、宮崎県において、法秩序は完全に崩壊している。これに裁判所が加担した場合は、権力による完全犯罪が成立し、日本は先進国から完全に離脱するだろう。諸外国に、死ななきゃ治らない極東の愚民国家として嘲笑されるということになる。

原告は、個人的には1円の利益にもならないが、社会の、故郷宮崎の健全性を取り戻したいと願って、様々な圧力、膨らむ恐怖感と戦いながら、私生活を犠牲にして活動してきた。裁判は正義を実現する最後の手段である。裁判所が、完全犯罪に手を貸すなら、それは日本社会の終わり、世も末を意味する。社会の健全性を守るために、国民の生活、主権、命を守るために、裁判所の英断を願う。

9 よって、

原告は、被告に対し、地方自治法第242条の2第1項3号に基づき、請求の趣旨記載の判決ならびに仮執行宣言を求める。

以上

証拠方法

- 1 甲第1号証 宮崎県税事務所職員名刺
- 2 甲第2号証 被告宛「コーソク不正軽油事件について」
- 3 甲第3号証 証言録音CD
- 4 甲第4号証 「A証言記録」
- 5 甲第5号証 「元タンクローリー運転手B証言記録」
- 6 甲第6号証 被告宛「要請書」
- 7 甲第7号証 被告宛「質問状」
- 8 甲第8号証 「10月1日県回答」
- 9 甲第9号証 2020年10月16日県面談動画DVD
- 10 甲第10号証 「宮崎県庁舎管理規則第17条禁止事項」
- 11 甲第11号証 西村賢一氏・西村賢氏宛「質問状」
- 12 甲第12号証 宮崎県議会宛「写真撮影報告書」
- 13 甲第13号証 被告宛「宮崎県政の再生について」
- 14 甲第14号証 「県政再生協力のお願ひ」
- 15 甲第15号証 「住民監査請求書（宮崎県職員措置請求書）」
- 16 甲第16号証 「監査報告書（住民監査請求に基づく監査の結果について）」
- 17 甲第17号証 宮崎県議会宛「陳情書」
- 18 甲第18号証 「地方税法（軽油引取税）違反嫌疑事件の告発について」
- 19 甲第19号証 「D証言書」
- 20 甲第20号証 「コーソク生コン残渣不法投棄の件」

附属書類

- 1 訴状副本 1通
- 2 甲号証写し 各2通
- 3 証拠説明書 2通